

○ 平成十八年^{金融}厚生労働省^{労働}告示第四号（労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号まで、第十五号及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあっては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第十条第一項に規定する貸付けの業務に限る。次条第一号において同じ。）の代理</p>	<p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号まで、第十五号及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p>

二〇四 (略)

第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号まで、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二〇四 (略)

二〇四 (略)

第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 独立行政法人住宅金融支援機構、国民生活金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号まで、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる者の業務の代理

二〇四 (略)

○ 平成十八年^{金融}厚生労働省^{告示}第五号（労働金庫法施行規則第四十二条第一項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件）

改正案	現行
<p>第一条 労働金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第四十二条第一項第四号に規定する労働金庫が行うことができる労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人雇用・能力開発機構、労働金庫連合会又は平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号まで及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 規則第四十三条第一項第三号に規定する労働金庫連合会が行うことができる法第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、</p>	<p>第一条 労働金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第四十二条第一項第四号に規定する労働金庫が行うことができる労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、独立行政法人住宅金融支援機構、<u>国民生活金融公庫</u>、独立行政法人雇用・能力開発機構、労働金庫連合会又は平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第七号まで及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 規則第四十三条第一項第三号に規定する労働金庫連合会が行うことができる法第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、独立行政法人住宅金融支援機構、<u>国民生活金融公庫</u>、独立行政</p>

独立行政法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号まで及び第十三号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。

法人雇用・能力開発機構又は告示第二条各号（第一号から第七号まで及び第十三号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。